主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、事実誤認、単なる法令違反及び処分不当の主張であつて、いずれも少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	江里	. П	清	雄
裁判官	環		昌	_
裁判官	棤	井	大	=